横浜弁護士会人権擁護委員会

2007



(海野 宏行 撮影)

目次

contents

- 会長巻頭言「塀の中の人権」
- 横浜弁護士会会長 山 本 一 行…2
- 特別企画 激動の還暦憲法~格差社会・監視社会と憲法『改正』PART I
 - 斉藤貴男…3

● 格差社会の労働問題

- 委員 佐藤正知…8
- 自衛隊による市民監視活動ーその違憲性と危険性
- 委員 福 田 護…9

● 原子力空母母港化とその危険性について

- 委員 県 東 正 彦…11
- 配偶者間暴力(ドメスティックバイオレンス)について
- 委員 太 田 啓 子…13
- 特別企画 激動の還暦憲法~格差社会・監視社会と憲法『改正』PART II
 - 予 藤 貴 男···15

● 事件報告ーネット社会と犯罪報道

事件委員 宮 澤 廣 幸…21

● 2007年人権擁護委員会の活動

委員長 佐 藤 昌 樹…22

会長巻頭言

「塀の中の人権」

横浜弁護士会 会長山 本 一 行



横浜弁護士会の人権擁護委員会に対する人権救済の申立てのうちの多くは刑務所の被収容者からのものです。刑務官から虐待を受けた。通信が自由にできない。満足な医療を受けていない。等々です。人権擁護委員会では申立てごとに被収容者からの事情聴取、刑務所に対して照会等の調査をし、報告書を横浜弁護士会宛提出します。申立ての真偽は兎も角として、人権を制限された被収容者の方が通常に生



活している人と比べて人権ということに敏感になるようです。

ところで、悪いことをして刑に服している人に人 権があるのでしょうか。

答えは簡単です。勿論彼らにも人権があります。 私は、人が人としてある以上人権を有しているとこれまで疑うことなく信じていましたし、これからも変わることはないでしょう。改めて憲法の本をめくってみると、人権とは「人間の尊厳性に由来する自然権的な権利」であると説明されています。まさに、人が人である以上人権を有するのです。それが塀の内であろうと外であろうとも……。

ところで、こういう素朴な質問が私たち弁護士に 対してなされることがあります。

「悪いことをした人を何故弁護するの?」

推定無罪とか、刑事手続のことを度外視し、これも答えは簡単です。彼も人であり、人権があり、人権に基づいて適正な刑事手続を受ける権利を有し、資格を有する弁護人の弁護を受ける権利を有するからです。そして、資格を有する弁護人とは私たち弁護士だけなのです。

また、強制わいせつ罪とか強姦罪とかの弁護をしていると被害者の方からこう言われます。

「犯人が反省するよう一生檻の中に閉じ込めて下 さい。」

「このような犯人は絶対許せません。極刑にして下 さい。」

被害者の方々の気持は十分理解できます。それを 軽視しようとは思いません。しかし、二つの言葉には 決定的な違いがあります。前者は、犯人をまだ人とし て扱っているのに対し、後者は犯人という一人の人 を抹殺しようとするものです。犯人が人として本来 有していた人権を否定するのが死刑制度なのです。 死刑制度の存廃については突き詰めれば哲学的な問 題となります。しかし、人が人である以上有する権 利が人権であると考えれば、これも答えは簡単です。

特別企画

「激動の還暦憲法~格差社会・ 監視社会と憲法『改正』」PARTI

フリーランスジャーナリスト 斉藤貴男

(2007年5月29日に行われた講演の内容を加筆、訂正したものです)



序

はじめに、つい最近、ある障害児教育の雑誌に頼まれて障害者自立支援法という昨年から施行されている法律についての取材をする中でわかってきたことがありますので、そのことからお話ししたいと思います。この法律は、一昨年、国会で成立して昨年から施行されているのですが、有り体に言いますと「障害がある人は、知的障害でも身体障害でも、すべてその人本人の自己責任なのだから、何か福祉サービスを受けたら金を払え」という趣旨の法律です。

生まれつき何か障害を負ってきた人にまで「自己 責任だ」と決め付けるところがすさまじいところで、 私はこれをほとんど「人でなし」の法律だとしか考 えていないし、こういう法律なのに、自立支援など と名づけるあたりも国民を欺くものだと思うのです が、とにかく、実際に障害のある方がどういう目に 遭っているのかを確認するために取材したわけで す。それで、共同作業所というところに行ってきま した。共同作業所というのは、障害のある方は放っ ておけばどうしても自宅に引きこもってしまいがち なので、いろいろな仕事を用意しておいて、そこで 働いてもらう。そうやって社会に参加する喜びを感 じてもらいつつ、本当にそれなりのわずかなお金も 支払う場所です。

ですが、これは普通の会社と違います。働いた見 返りとして工賃が支払われるのですが、今度の障害 者自立支援法では、この共同作業所に通って何かさ せてもらうことも福祉サービスを受けることだとい うことになっていて、働いているにもかかわらず、 逆に障害者の人が、サービスを受けた代金を支払わ なければならないということになったのです。その 結果、人によっては、工賃よりも支払う料金のほう が高くなってしまう、つまり、働いて物を作ったり しているのに、金を払わされるという非常にばかげ た現象が起こっているわけです。

その取材の中で、共同作業所での仕事の内容をうかがいました。共同作業所で障害者の方にやってもらう仕事にはいろいろな種類のものがありますが、企業の下請け仕事も結構あるのです。私が取材した中では、宅配便の会社がいろいろな通信販売の商品を送るときに、例えば、青汁を買ったお客さんがいたらそこに違う健康食品のチラシを入れてあげる。そうすれば、また次の購買に結び付くわけで、そういうチラシを詰める仕事を宅配便の会社から請け負っていたりします。

しかし、共同作業所に仕事を回せばどうしたって 健康な人よりは仕事が遅いわけですから、最近は、 どこの業界もすごく競争が激しくて、なかなかそう いう仕事が回ってこなくなった。そのため、今年の 正月辺りから、「職員がいろいろな会社に『うちに仕 事を回してください』とお願いして回っている」と いうような状況になっているそうなのです。

その延長で、僕はふと思い付いて、「じゃあ、アメリカってどうなんでしょうね」と聞いてみました。 というのは、どうしたって日本よりアメリカのほう がもっともっと企業の競争が激しい。ということは、 アメリカの共同作業所とは言わないでしょうけれど も、似たような施設ではどうやって仕事を確保して いるのか、もしかしたら仕事なんかないのではない かと思って尋ねたわけです。

すると、意外な答えが返ってきたのです。

私が取材で会った人の知りあいの方が、たまたま最近アメリカの共同作業所を視察してきたというのです。すると、アメリカの共同作業所は非常に安定的な仕事が入っていると聞いて、僕はびっくりして「どんな仕事をやっているんですか」と言ったら、クリーニングだと言うのです。「では、例えば日本で言う白洋舎みたいな洗濯屋のチェーン店がありますけれど、ああいう会社がたくさんあるんですか」と尋ねたら、そうではないというのです。

実は、アメリカの共同作業所は軍隊の服の洗濯を請け負っているのです。アメリカでは、常に世界中どこかの国と戦争していますから、殺した相手の返り血を浴びた軍服、あるいはアメリカの兵士自身が殺されて血だらけになった軍服、そういうほかではなかなか洗濯してくれない軍服を共同作業所に回してきて、そこで仕事が確保されているそうです。もちろん、これはアメリカ中全部そうだということではないと思いますけれども、つまり、アメリカの福祉はそうやって成立している。つまり、戦争がなければ福祉も難しい世の中ができあがってしまっているということです。

あとで雇用の話になるのですが、実際には、あり とあらゆる社会政策が戦争とともにあるのです。例 えばブッシュ大統領が、ある日突然改心をして、「も うアメリカは二度と戦争はしない。軍隊解散」なん てことをやると、アメリカは失業者だらけになって しまうわけです。つまり、世の中の仕組というもの が、戦争がなければ成り立たない国、それがアメリ カというわけなのです。

そのとき、「ああ、そうか」と思いあたりました。 要するに、自分が恐れていたのはこういうことだっ たのかということなのです。多くの方が、例えば、 戦争というと広島・長崎の原爆を思い浮かべ、この 横浜や東京や大阪や、全国各都市、各地方の都市が 受けた大空襲を連想する。あるいは戦後の焼け跡を 連想する。いずれも昭和20年の敗色濃厚になった後 の、被害者としての戦争をまずイメージします。

しかし、そういうイメージだけだと、これから日本がやろうとしている戦争の姿はイメージできないのだと思います。

つまり、これから日本がやろうとしている戦争は、 そういう負け戦ではないのです。強いアメリカの一 の子分として、弱いが資源はたくさんある国を侵略 して行こうという方向の戦争ですから、被害者イ メージだけを抱いているとよくわからないのです。 中には、「多分、あまり被害者になんないからやって も構わないんじゃないか」と思っていらっしゃる方 もいるかもしれない。しかし、そうじゃない。戦争 がなければ回っていかない世の中ができあがること の恐ろしさを、ぜひ考えにとどめておいてみてほし いのです。

では、本論に入りたいと思います。

戦争をする国日本への転換

憲法が施行されてから60年が経過しましたが、先日、憲法改正のための手続法である国民投票法が成立しました。この法律は、正確に言うと、「日本国憲法の改正手続に関する法律」という名前です。この法律のもとで、今年の秋の国会から衆参両院に、改正案を審査するための憲法審査会が置かれることになっています。つまりもうこれは改憲することを既成事実として捉えている法律なのです。したがって、これからよほど改憲反対のムードが盛り上がって行かないと、当たり前のようにして憲法は変えられていくことになります。

一方、この憲法改正の流れの中で、アメリカと一緒に戦争しなきゃおかしいという国造りが進められています。このままでは、アメリカのように、戦争がなければ回っていかない世の中ができあがってしまう、そのことをぜひ考えにとどめて欲しいのです。 国民投票法だけでなく、様々な法律や制度によってそういう流れが加速しつつありますので、以下、そういったことをお話していきたいと思います。

(1) 米軍再編計画と米軍再編法

では、まず、米軍再編法についてお話します。これは、米軍再編計画をスムーズに実行するための法律で、国民投票法と同じく、最近成立しました。

この米軍再編計画について、一般のマスコミはほとんど報じたがりません。たまに報じても、それは沖縄の普天間基地が、10年ぐらいの間に日本に返還される予定だとか、沖縄にいるアメリカの海兵隊員約8千人がグアム島へ移転して行く予定だとか、ただし、この場合の移転費用の70%近くをどうも日本側が負担させられるらしいといったこと位です。「でも、全体としてはその沖縄の基地負担が軽減されるらしいからいいことじゃないの」という雰囲気で報道されています。

しかし、肝心なのは、「普天間基地を返還してくれるといっても、その基地機能がなくなるわけではなく、むしろ、基地機能は強化・拡充される。」ということなのです。普天間基地にあった基地機能のうち、一部は、例えば山口県の岩国基地とか青森県の三沢基地に移ります。そして、さらに、今度は同じ沖縄の名護にある辺野古という岬に、埋め立てまでして1本が1800メートル級の巨大な滑走路が2本もある、普天間よりももっと大きい基地を新しく造って、

そこに移転することになっているのです。

そして、沖縄だけでなく、首都圏でもすさまじいことが構想されています。ちょうど国道16号線沿いの東京都と神奈川県に在日米軍の陸・海・空の三つの軍隊の司令部があります。横須賀に在日米海軍の司令部、横田基地に空軍の司令部、そして、神奈川県のキャンプ座間に陸軍の司令部があります。そして、今度の米軍再編計画では、この三つの在日米軍の司令部に日本の陸海空の3自衛隊の司令部が隣接あるいは同居して、一体的に運営されることが合意内容とされています。

まず、横須賀基地。これはもともと海上自衛隊の基地も隣にあったわけですが、在日アメリカ海軍の横須賀基地には、今までの通常型空母キティホークに代わって、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることになっています。原子力空母ですから、原発が一つできたのと同じような意味もあり、さらに、軍艦としてははるかに戦闘能力が高くなるわけです。イラクに運べば、簡単にそこから爆撃でも戦闘でも何でもできるのです。

次に、横田基地ですが、ここにはお隣の府中市か

ら航空自衛隊の司令部が移転してきて、アメリカの空軍の司令部と同居します。そのためには共同運用所という建物も新たに造ります。

そして、キャンプ座間ですが、ここには陸上自衛隊が近く新設する中央即応集団という対テロゲリラ戦部隊の総司令部が同居することになっているのです。くどいようですけれども、自衛隊の司令部がアメリカの基地の中にできるということです。

さらに、このキャンプ座間には、 アメリカ本国のワシントン州フォートルイスという町から、第一軍団と いう世界最大の地上戦部隊の司令部 が移転してきて同居することになっ ているのですが、何とそのテリト リーは、地球の面積の半分をカバー すると言われています。この中には、 イラク、イラン、北朝鮮、ジンバブ エ、リビアといったブッシュ大統領 がかねて「ならずもの国家」と呼び 習わしてきた国が全部入っていま す。したがって、この第一軍団の司 令部が日本に移転してくるまでまだイラク戦争が続いているとすれば、その指揮・命令の一部は、この日本で執られることになります。それだけでなく、これらの国に対しては、いずれも近い将来アメリカ軍が攻め込む可能性がある。いずれも「奇矯な独裁者がいて、大量破壊兵器を隠し持っているらしい」という、侵攻のための大義名分が立つ。しかし本当のところは、それらの国々の地下に眠る石油をはじめとした膨大な地下資源や、アメリカの企業のマーケットになっていなかった部分をこれから市場として押さえ込むという目的があるわけです。これらのアメリカが行う戦争も、この日本で指揮・命令が執られる可能性が極めて高くなるのです。これが米軍再編計画の実体なのです。

ほかにも、青森県の車力分屯地、沖縄の嘉手納基地、埼玉県の入間基地に、ミサイル防衛のための設備が運び込まれ、水面化では、今まで沖縄本島に集中していた沖縄の基地負担が、さらに伸びて、沖縄本島と台湾とのちょうど中間にある石垣島とか宮古島の辺りにも基地が造られる計画が進んでいます。

このように、米軍再編計画とは、自衛隊と一体に



なった「米日軍事再編計画」と言ったほうが正確だ と思います。この計画がもう既に着々と進行してい る。そして、そのための条件整備が先ほどお話した 米軍再編法です。この法律は、今までお話したよう な米軍再編計画に深いかかわりのある自治体が、日 米両政府の言うことを聞けばよし、つまり軍事基地 拡張とか、ここで演習をやるとか、ここに原子力空 母を配備するとかいう、日米両政府の意向に忠実で あればちゃんとお金をあげる、逆らったら干上がら せるという法律なのです。

(2)憲法9条と自民党新憲法草案

そして、この一方で、自民党の新憲法草案、この 草案にはいろいろ問題がありますが、特に目を引く 9条についてお話します。

憲法9条1項、2項のうち、自民党は、「武力によ る威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段 としては、永久にこれを放棄する」という第1項は、 「平和主義」との名でそのまま残すと言っています。 ただし、第2項「前項の目的を達するため、陸海空 軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権 は、これを認めない。」という条文は全面的に削除す る。そして、自衛隊ではなく「自衛軍」というタイ トルの下、新たに、「我が国の平和と独立並びに国及 び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高 指揮権者とする自衛軍を保持する。2、自衛軍は、 前項の規定による任務を遂行するための活動を行う につき、法律の定めるところにより、国会の承認そ の他の統制に服する。3、自衛軍は、第1項の規定 による任務を遂行するための活動のほか、法律の定 めるところにより、国際社会の平和と安全を確保す るために国際的に協調して行われる活動及び緊急事 態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若し くは自由を守るための活動を行うことができる。4、 前2項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制 に関する事項は、法律で定める」という条文を作る という。

私は、これはものすごく恐ろしいことだと思っています。つまり、今までは9条2項の「国の交戦権は、これを認めない」という1行があるから、イラクに自衛隊が派遣されても、戦闘行為はしないでいたわけです。これが、この交戦権を認めないということはまるっきり消す。代わりの文章は、「日本独自による侵略戦争はできればやらないほうがいいかな」ぐらいの雰囲気がなくはありませんけれども、

自衛戦争はもちろん、「そのほかの戦争は基本的に何をやってもいいよ」と書かれていると私は考えるわけです。

草案では、何が「国際的に協調して行われる活動」なのかという定義付けは全くされていません。国連の決議が必要だとか、そんなことは何も書かれていない。そのときどきの政権が「これは国際的に協調して行う活動だ」と解釈すればよいわけです。例えばイラク戦争も、今の小泉政権、安倍政権の解釈は、国際的に協力して行っている平和と安全を確保するための活動ということですから、当然自衛隊は派遣されてもよいし、派遣された自衛隊はいくらでも戦闘行為をしてよいことになる。アメリカの戦争に全部付き合っても「国際的に協調して行う平和と安全を確保するための活動」だということになるのです。

さらに、「戦闘行為を自衛隊が許されるとして、どこまでやっていいのか」ということも、何も書かれていない。その都度別に法律を作って決めましょうということですから、ここには何の歯止めもないということになります。

仮に、この自民党新憲法草案のような改憲が実現すれば、日本のこれからの戦争には何ら歯止めがないことになります。それどころか、これを先ほどの米軍再編計画と一緒に考えた場合、「もう、日本とアメリカは世界中でがんがん戦争することに決めました。そのためにはこんな『国の交戦権を認めない』なんて言っている日本国憲法はもう邪魔でしかない。われわれ自民党が作った戦争をいくらでも認める新憲法草案にもう変えちゃいますので、皆さんそのつもりでね」というメッセージが読みとれるわけです。

ここには、アメリカの世界軍事戦略の一部として の日本の自衛隊あるいは自衛軍という構造がはっき り見えてきます。

(3)集団的自衛権

さらに、つい最近、安倍政権は、現行憲法においても集団的自衛権を認めるための懇談会、有識者会議を首相官邸の中に設置しました。そのメンバーの9割以上は、岡崎久彦元駐タイ大使、葛西敬之JR東海会長、北岡伸一東大大学院教授、中西寛京大教授、西修駒沢大学教授のような、もともと集団的自衛権、すなわち、「仮に日本が襲われなくても、日本と友好関係にある別の国が何らかの攻撃を受けた場合、一緒になって戦争をしてもよいという権利」を



大いに認めるべしと主張してきた人たちです。

別の国が襲われたからといっていちいちそれに付き合うことはできないというのが今までの政府の解釈でしたが、安倍さんはそれでは不満だという。「公海上で自衛鑑の近くで行動している同盟国アメリカの艦船が攻撃された場合、自衛艦は何もできない状況が生じてよいのか。」「同盟国アメリカに向かうかもしれない弾道ミサイルを迎撃できない状況が生じてよいのか。」等を例として挙げ、集団的自衛権を認めるべきと言い出したわけです。

しかし、例えば、アメリカ軍と自衛軍が共同の演習をしている場合に襲われたら、集団的自衛権というよりはむしろ一国の個別自衛権として議論すべきではないのか。「集団的自衛権」と認めると、アメリカの戦争にいつだって付き合わなければならないことになりかねない。つまり、さっきお話ししたように、座間でも横田でも横須賀でも、日米の両方の軍隊は同じ場所に司令部が置かれていて、共同で一体的な運営がなされるということですから、一緒になって戦争しないほうが不自然だということになってしまいます。これは非常に恐ろしいことだと私は考えています。

(4)経済のグローバリゼーションと経済大 国間の価値観の統一

もう一つ考える必要があるのは、日本には日本で

「戦争をしたい、戦時体制を作りたい」という事情があるということなのです。

湾岸戦争のとき、日本はその戦費のうちかなりの部分を拠出したのですが、直接の戦闘行為はしなかった。これが、欧米の多国籍軍のリーダーたちには不評でした。「国際経済市場秩序の上に成り立っている経済大国でありながら、それを侵そうとする者に対して反撃をしないのは何たることだ」という非難を受けたわけです。そこで、そのジレンマに苦しんだわが国の財界は、急速に考え方を変えてきました。つまり、今まで以上に国際経済市場の中で多国籍企業が利益を追求していくために、商売をやりやすくするために、アメリカやイギリスの戦争観と同じ価値観で行動して行かなければという考えに変わってきたのです。

そしてもう一つ大きな状況変化としては、90年代 半ばから急激に始まった国内の製造業の人件費の安 い国への移転ということがあります。人件費の安い 国は、政治が不安定ですので、内戦とかクーデター とか、場合によっては革命の危険が常にある。危険 を押しても出て行ったほうが儲かると思って行くわ けですから、失敗してリスクを引っかぶったら、進 出を決定した経営者が責任を取るのが自己責任では ないかと私は思いますが、どうもほとんど日本中の 企業が海外に展開するようになってくると、経営者 の考え方も変わってきているわけです。「われわれは 何も自分の会社の金儲けのためだけに海外でビジネ スをしているわけではない。日本経済のためにやっ ておるのだから、何かあったら日本の国家としてわ れわれを守ってもらいたい。守ると攻めるは表裏一 体ですので、「場合によっては、海外での権益をより 拡充するためにも、日本政府にここはひとつ力を貸 していただきたい。力とは何か。軍事力だ」という ことになるわけです。つまり、軍産複合体。軍事力 の軍と産業の産を一体化して国力を増進させていき たいという考え方です。

つまり、経済のグローバリゼーションが軍事力というバックアップを必要とし始めた。それと、同じグローバル経済大国同士の中の価値観を統一し、日本もそこの中に入っていきたい。そしてアメリカの世界戦略がある。こういうさまざまな理由のもとに、今、日本は憲法を変え、米軍再編計画を受け入れ、集団的自衛権を認め、アメリカと一緒に戦争をする体制作りに躍起になっているのです。

(15頁のPARTⅡへ続く)

格差社会の労働問題

委員佐 藤 正 知



格差の拡大

「ワーキングプア」という言葉が定着してしまった。真面目に働いているのに、生活保護よりも収入が低い例すらある。本年9月、国税庁の2006年分民間給与実態統計調査の結果報告書が発表された。これによれば、年収300万円以下の労働者と、1000万円以上の労働者の、いずれも割合が増加し、逆に、その中間の労働者の割合は減少している。社会問題化している格差の拡大を裏付ける結果である。

格差拡大の要因と権利確保の重要性

格差拡大の主な要因は、パート・アルバイト・派 遺等の非正規労働者の増加である。

非正規労働者は、その地位の不安定さゆえに、会社に対してものを言えないでいる。パートやアルバイトでは、労働契約に短期の契約期間が定められることが多い。更新されない恐怖の前では、会社に対して待遇の改善など言えようはずもない。より極端な例として、ネットカフェ難民問題で、「日雇い派遣労働者」の存在を耳にした方も多いと思う。人材派遣会社の横暴振りは、目に余る。しかし、実は、国や地方公共団体も「日雇い」を率先して行ってきた。実際には長期間労働させておいて、ある日突然「日々任用」という建前を持ち出して、平気で馘にしてきたのである。官民を問わず、非正規労働者がものを言えるようになるためにも、「使い捨て」を許さない立法化が必要である。

より重要な問題は、我が国において、同じような 仕事をしても、ただ非正規労働者であるというだけ で、正規労働者よりも賃金が低い点である。

これに対し、フランスでは、パートタイム労働者 も、社会保険に加入させなければならないことはも ちろん、時間当たりの賃金が、フルタイム労働者と 同じでなければならないのである。このため、パー トタイム労働者を採用することは、かえって人件費を上げることになり得るため、企業にとっては、パートタイム労働者を採用する動機に乏しい。パートタイムが、まさに労働者にとって働き方選択の自由の内容になっているのである。

同じ仕事であるにもかかわらず、パートというだけで賃金が低い我が国の現状は、パートの差別である。早急に均等待遇の法規制をしなければ、格差の拡大は止まらないであろう。今必要なのは、「規制緩和」ではない。

また、「成果主義」も、格差拡大の一因である。成 果に応じた賃金であること自体を否定するつもりは ない。しかし、実際には、声高に「会社は株主のも のである」と言われるようになるにつれ、会社が利 益を上げていても、労働者ではなく株主に配分され る傾向が強まった結果、労働者は、意図的に限定さ れたパイの奪い合いを余儀なくされている。そして、 賃金が上がらない、あるいは減少したことを、自分 の責任であると思いこんでしまうのである。その結 果、労働者のメンタルヘルスまで危機的な状況にあ る。つまり、会社が利益を上げているにもかかわら ず、労働者同士の競争に目を向けさせ、労働者が連 帯して労働条件を向上させようという機運を生じさ せないことが問題なのである。労働者は、もっと連 帯・団結しなければ、自分たちの権利を守ることは できない。

ワークライフバランス

正規労働者が、非正規労働者より収入が高いことは事実であるが、幸せな生活を送っているのかといえば、こちらも危機的な状況である。

総務省の調査によれば、男性の35~49歳層で週の 労働時間が60時間以上の割合が増えている反面、20 代では35時間未満の割合が増えている。これは、若 者が非正規労働を余儀なくされている結果でもあ

り、格差社会が垣間見えるが、他方で、正規労働者 の過酷な長時間労働の実態を示している。

昨今、「ワークライフバランス」という言葉を耳に することが多くなった。仕事と生活の調和を確保す ることの重要性が叫ばれるようになり、国は、少子 化対策の観点からも、政策課題としている。

しかし、国の経済財政諮問会議等では、ワークライフバランス確保のために、「自律的な働き方」を認めるべきであるとして、「ホワイトカラーエグゼンプション」制度創設を目論んでいる。これは、1日8時間、1週40時間以上働かせてはならないという労働基準法の規制の適用を除外する制度である。「残業

代ゼロ法案」とマスコミが報道し、労働者の反発も 強まって、今年の通常国会への法案提出は見送られ たが、舛添厚生労働大臣は、「家族団らん法」と呼べ ばよい等と発言し、立法化に意欲を見せている。ち なみに、いつ過労死してもおかしくない残業時間が 週70時間以上の労働者のほぼ100%が、「所定労働時 間内では片付かない仕事量」であることが残業の理 由であるとしているのである。逆に、「残業手当を増 やしたいから」はゼロに近い。

ワークライフバランスは重要であるが、そのために 必要なのは、現在の労働時間規制の徹底や、終業から 始業までの勤務間隔時間を確保する規制なのである。

自衛隊による市民監視活動 その違憲性と危険性

憲法改正問題検討部会 部会長 福 田

護



1 市民監視活動の発覚

今年6月6日、陸上自衛隊情報保全隊が、イラク への自衛隊派遣に反対する市民運動や報道機関の取 材などの情報を広範囲に収集・分析し、内部文書を 作成していたことが発覚しました。その概要を改め て紹介しておくと、文書は、「イラク自衛隊派遣に対 する国内勢力の反対動向」と「情報資料」と題する 2件で、合計166ページに及び、03年から04年にかけ ての41都道府県、約290の団体・個人の集会・言動等 を対象としています。そして団体・個人名、政党色、 集会等の日時・場所、参加者数、主な言動の内容など を表にまとめたり、集計・分析したりし、中にはデ モ隊などの写真も含まれています。映画監督山田洋 次さんら著名人、国会議員・地方議員、宗教関係者 なども登場し、沖縄弁護士会のビラ配布や、横浜弁 護士会所属の弁護士が加入している4つの法律家団 体共催の「止めてやる! 自衛隊のイラク派遣を許 さない1.26集会デモ」の情報も掲載されていました。

これについて久間防衛大臣(当時)は、問題はないとの認識を示したうえに、「国民は平等に情報収集の対象となりうる」と述べ、守屋防衛事務次官(当

時)も、適法な情報収集活動だとし、その詳細は 「手の内をさらすことになるので、コメントするの は適切ではない」と述べたといいます。

2 情報保全隊とはなにか

情報保全隊は、陸海空の各自衛隊ごとに設置され、 合計定員927人(06年度末)で、うち陸上自衛隊が 668人と最大です。2000年の海上自衛隊幹部による在 日ロシア大使館武官への秘密漏洩事件をきっかけ に、それまでの「調査隊」を新編・強化して03年3 月に発足した、情報保全等を目的とする部隊です。

根拠法令としては、自衛隊法施行令32条の「自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、大臣が定める」との規定を受けて、「陸上自衛隊情報保全隊に関する訓令」が定められています。そして訓令第3条には、その任務が、「陸上幕僚監部、陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関並びに別に定めるところにより支援する施設等機関等の情報保全のために必要な資料及び情報の収集整理及び配布を行うことを任務とする」と規定されています。そしてここでいう「情報保全業務」とは、「秘密保全、

隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等 の保全並びにこれらに関連する業務」と定義されて います(訓令第2条)。

これらの形式的規定ではわかりにくいですが、情報保全隊発足当時の防衛局調査課作成の「平成14年度政策評価書」という文書において、中心的任務として「自衛隊に対して外部からの働き掛け等から部隊等を保全するために必要な資料及び情報の収集整理等」が掲げられ、その内容として、「自衛隊に対する秘密を探知しようとする行動、基地施設等に対する襲撃、自衛隊の業務に対する妨害、あるいは・・・職員を不法な目的に利用するための行動等の外部からの働き掛け等から、部隊の秘密、規律、施設等を防護するために必要な資料及び情報の収集整理等を行う」と説明されています。要するに、自衛隊への敵対・侵害行為に対する自己防護のための情報保全、ということになります。

大学が本人の承諾なしに警備上の理由から警察に提供したことがプライバシーの侵害 (不法行為) だとしていることも参考になります。

そして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律も、行政機関の個人情報の保有について、法 令上の所掌事務遂行に必要な特定の利用目的のため に限定するなどしています。

情報保全隊についての上記訓令は、法令ではなく 単なる内部通達にすぎない点で、根拠形式自体にも 問題がありますが、その訓令における任務も、前記 のように、自衛隊の秘密探知、基地襲撃、業務妨害、 職員の不法利用など、自衛隊に対する明確な敵対的 侵害行為に対する自己防護としての「情報保全」で あることは明らかです。国民の一般的な言論・集会 等の行動を、たとえ自衛隊に反対するものであろう と、個人情報を含めて収集し、分析したり組織内部 に伝達したりすることは、その任務及び目的の範囲

3 なぜ違憲・違法なのか

横浜弁護士会は2007年7月19日に会長声明を発し、上記の情報保全隊による情報収集活動は、民主主義の根幹をなす政治的意見表明、表現・集会の自由に対する萎縮効果を生むものであり、情報保全隊の任務からも逸脱し、行政個人情報保護法の趣旨にも反するなどから、今後このような活動を中止するよう政府・自衛隊に求めました。

ここには触れられていませんが、上記情 報保全隊の活動のうち写真撮影に関して は、最高裁大法廷昭和44年12月24日判決が、 警察官によるデモ参加者の容ぼう等の撮影 について、「現に犯罪が行なわれもしくは行 なわれたのち間がないと認められる場合で あって、しかも証拠保全の必要性および緊 急性があり、かつその撮影が一般的に許容 される限度をこえない相当な方法をもって 行なわれるとき 以外は憲法13条の趣旨に 反すると、これを厳しく制限しているのが そのまま当てはまります。その趣旨は、他 の方法によるプライバシーの侵害にも類推 されましょう。最高裁平成15年9月12日判 決が、早稲田大学が開いた江沢民国家主席 の講演会への参加者名簿について、氏名・ 住所等の単純な個人識別情報であっても、



外だといわなければなりません。

それは、憲法13条に反するプライバシーの侵害であると同時に、憲法21条の「集会、結社及び言論、出版その他」の表現の自由を侵害する、違法違憲な国民に対する監視活動だというほかはないでしょう。ことに、自衛隊は25万人の隊員と圧倒的な武力を備えた実力組織(実質的軍隊)であり、その巨大な暴力装置によって国民が監視されることによる脅威と萎縮効果は、測りしれません。

4 対外的出動と対内的統制(また は戦争と抑圧)

陸上自衛隊情報保全隊による本件の情報収集・監視活動は、03年11月から04年2月にかけてのものですが、これは、イラク戦争が03年3月に開始され、国論が二分する中で、同年7月イラク特別措置法が成立、12月9日「人道復興支援活動」及び「安全確保支援活動」の実施に関する基本計画の閣議決定、12月19日派遣準備命令と先遣隊派遣命令、04年1月26日陸上自衛隊第1次派遣命令へと続く、最も緊迫した時期でした。ここに自衛隊は、発足以来はじめて、戦争中の他国の領土に足を踏み入れたのです。

陸上自衛隊が駐屯したサマーワが「非戦闘地域」であるなどとの政府の説明はまるで空虚であり、06年7月の撤退まで2年半の間に、自衛隊宿営地への砲撃も13回に及びました。「殺し、殺される」局面に至らなかったのは、僥倖であったとさえいえましょう。そういう状況下で自衛隊は、国内の反対勢力の動向に神経を尖らせ、その広範な動静の情報を取り

集め、これを分析・検討しようとした。その一端が 本件だと推定されます。

対外的な戦争遂行は、必ずや国内の国民に対する 統制の強化、抑圧、さらには弾圧・排除を伴います。 わが国は、その痛苦の歴史をあまりにも多く抱えて います。治安維持法による政治犯・思想犯の弾圧、 特高警察や憲兵隊による人権蹂躙、沖縄戦での「集 団自決」強制やスパイ嫌疑での殺戮等々は、無謀な 戦争の遂行過程と表裏一体をなすものです。

そして当時は「となり組」による相互監視が、国 民生活の隅々までも縛りつけていたわけですが、い ま国民は、住基ネットや年金番号、張りめぐらされ た監視カメラ、生活安全条例などによって、常時監 視され、あるいは自分の知らないところで個人情報 を捕捉されるようになっています。

自衛隊の、戦争のできる体制づくりが、防衛省への格上げ、海外活動の本務化、さらには米軍再編と共同軍事体制の強化などとして、急速に進行してきています。並行して国全体の監視社会化が深化拡大しています。そういう状況のもとで、自衛隊による国民の違法な情報収集や監視活動はたいへん危険であり、この種の自衛隊の動きに対して、私たちは絶えず敏感である必要がありましょう。それは、わが国の民主主義のありようと、とくに軍事面でのわが国の針路を、基本的なところで左右するものだろうからです。

政府が「なにが悪い」と開き直っているのでなお さらなのですが、今回の情報保全隊内部文書問題は、 今後への警鐘として生かされなければなりません。

原子力空母母港化とその危険性について

基地問題検討部会 部会長 吳 東 正 彦



1 原子力空母母港化計画の存在

現在米海軍は横須賀基地を航空母艦キティホーク の母港としています。一昨年12月に米海軍は来年夏 に退役予定の、重油を動力としている通常型空母キティホークの後継艦として横須賀基地に原子力を動力とする原子力空母G・ワシントンを配備すると発表しました。

しかし、横須賀基地を原子力空母の母港とするためには、港内を15m掘り下げる浚渫(しゅんせつ) 工事をしなければならず、港湾管理者である横須賀市が港湾法37条による協議に応じなければ浚渫工事をすることはできません。

蒲谷亮一横須賀市長は、当選当初は原子力空母の 母港化には反対していましたが、昨年6月には母港 化を容認してしまいました。そこで、私達は昨年11月 に原子力空母母港化につき住民投票の実施を求める 条例制定直接請求の為の署名運動を行い、4万を越え る横須賀市民の署名を集め、条例案が今年2月の市 議会にかけられましたが、否決されてしまいました。

2 協議申請とその問題性

横須賀港内のヘドロには、ダイオキシン、水銀、 砒素、鉛、硫化物等の有害物質が含まれており、釣 れた魚には奇形魚も発見されており、それを60万㎡ も浚渫すれば有害物質の汚染が拡散して環境を悪化 させ、漁業や人体への重大な被害を発生させること になります。

また、浚渫工事の被害もさることながら、原子力 空母の母港化はさらに広範かつ重大な問題をはらん でいます。

もし、原子力空母が横須賀に配備されれば、少なくとも横須賀周辺165キロ以内(関東7県と静岡、山梨、長野県東部)の住民は、原子力事故による放射能汚染等の生命身体財産に著しい被害を受けるおそれがあり、首都圏では100万人以上の死者が出ると専門家は指摘しています。

にもかかわらず、国は3月29日に浚渫工事についての港湾法37条による工事協議申請書を横須賀市に 提出しました。

そこで4月6日、横須賀港周辺で操業する漁業者、港内でヨット、ボート活動をしてきた市民、周辺で海釣りをしてきた市民ら10名と約50名の弁護団によって、横須賀市を相手に、この浚渫工事協議申請が市の『環境を悪化させるおそれがない』等の許可審査基準を充たしておらず、『償うことのできない損害を避けるための緊急の必要がある』ことを理由に、協議に応じないことを求める差止めの訴えと仮の差止決定の申立を横浜地裁に起こしました。

しかし4月25日、横浜地裁は、この仮の差止決定の申立を原告らに「法律上の利益」がないという理由で却下しました。

横須賀市は、この決定を受けて4月26日に港湾法協議を完了させ浚渫工事を許可してしまい、国は8月10日に着工し、来年の5月末までに工事を完了しようとしています。

そこで、私たちは、本訴の協議差止めの訴えを協 議取消しの訴えに変更し、処分性、原告適格、許可 要件を充たしていないことの3点について、詳細な 主張をしています。

3 浚渫工事差止め訴訟

その一方で、私たちは浚渫工事の差止訴訟の準備のために、横須賀周辺165キロ以内に住む市民に広く呼びかけて原告を募集し、僅か1か月余りの間に三浦半島、神奈川県内を初めとする1都5県の市民から申込が続々と寄せられ、約640名もの大原告団が結成されました。

そして、7月3日にはこの約640名の原告によって、浚渫工事を行おうとしている国を被告として、浚渫工事による汚染拡散や原子力空母配備による原子炉事故によってその生命身体等への具体的危険性があることを理由とする、浚渫工事の差止を求める民事訴訟を横浜地方裁判所横須賀支部に起こしました。

この裁判では、以下の2つの被害に対して人格権 による工事の差止めを求めています。

まず1点目は、浚渫される大量のヘドロの中に、 有害なダイオキシン、水銀、砒素、鉛、トリブチル スズ、硫化物等が含まれており、港内で奇形の魚が 発見されたり、過去に周辺で浚渫による漁業被害が 発生していることから、工事をすれば横須賀港周辺 の原告らの生命身体や漁業活動に著しい被害が発生 する具体的危険性がある点です。

2点目は、工事の目的である原子力空母配備による原子炉事故の危険性です。

具体的には①横須賀に大地震が発生した場合には、海面低下や陸上からの電力や水の供給遮断により、原子炉の冷却ができずメルトダウンが起きる② 海難事故や艦内の弾薬、燃料の爆発事故、内部要員の破壊行為や外部からのテロ攻撃等により原子炉の炉心や格納容器が破壊され、放射能が原子炉から放出される等です。

そして、原子炉事故が起きれば、放射能が風下一帯を汚染することになり、横須賀基地から8キロ以内は全数致死、13キロ以内は半数致死、横須賀周辺165キロ以内に住む原告ら全てに著しい生命身体等

の被害が発生するのです。

なお私たちは、これらの危険性の立証責任については、原発関係訴訟と同様に原子炉の安全性については被告国側が負い、国側がそれを尽くさない以上は事故の危険性が推認されるべきことを主張しています。

4 母港化差止めの現状と今後の 展望

私たちはさらに、9月13日に浚渫工事禁止を求める仮処分申立を横浜地裁横須賀支部に起こしました。

申立人の数は、7月3日の本訴提起以降に原告になりたいと申込を頂いた人達を中心にして1都5県で402名となり、本訴の原告と合わせて約1000人がこの差止訴訟に参加したことになります。また、この仮処分申立書には、原子炉、地震、海洋関係の専門

家7名の意見書を証拠として同時に提出し、浚渫工事と原子力空母の母港化の具体的危険性を指摘して 貰いました。年内には終結して、来年早々には裁判 所の判断を迫るつもりです。

また私たちは、来年には原子力空母母港化の是非 につき住民投票の実施を求める条例制定直接請求に 再度チャレンジしたいと考えています。

この原子力空母の横須賀母港化は、今後数十年にわたり、日本の中枢部であるこの神奈川に原発をも上回る原子炉事故の脅威が、日本側からは全くチェックできない状態で居座り続けるという大変な問題であり、私たちは全力を尽くしてこの危険な原子力空母母港化をストップさせていきたいと考えています。

県民の方々にも是非感心を寄せて頂きたいと願っ ています。

「配偶者間暴力(ドメスティック バイオレンス)について」

両性の平等に関する部会 部会長 太 田 啓 子



1 DVとは、その実情

配偶者間の暴力をドメスティックバイオレンス (以下「DV」と略します)といいます。身体的暴力のみならず、精神的暴力(暴言、異常な監視など)、 性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さない)も全て DVに含まれます。

浮気を疑い、否定されると「嘘をつくな」と腹部を蹴りつける。何か気に入らないことがあると、「お前の親兄弟まで皆殺しにしてやる」とすごんで脅す。「生活態度がなっていないから反省のためだ」と言って全裸で長時間正座させる。アダルトビデオを見せ、嫌がっているのに、その映像の通りの性行為を強要する。全て、DV被害の実例(いずれも夫から妻に対する暴力)です。

このようなDVが決して珍しいものではないということをご存じでしょうか。実は、結婚(事実婚を含む)した経験がある女性の4人に1人は配偶者か

ら身体的暴行を受けたことがあり、10人に1人は、何度も配偶者から暴力を受けています。平成17年に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から、「身体に対する暴行を受けた」人は女性26.7%、男性13.8%、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」人は女性16.1%、男性8.1%、「いやがっているのに性的な行為を強要された」人は女性15.2%、男性3.4%で、「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性では10.6%、男性では2.6%でした。

「配偶者間」暴力といっても、実際にはDV被害者の圧倒的多くは女性です。現に、平成18年に検挙された配偶者間の殺人、傷害、暴行事件は合計2,239件あり、そのうち93%にあたる2,082件は女性が被害者でした。

2 なぜ D V が起きるのか

DV加害者が妻から離婚を申し入れられたとき、 あるいは離婚調停や訴訟を起こされたとき、すぐに 離婚に応じるということは滅多にありません。加害 者側が容易には離婚に応じないということが非常に 多いため、DVが絡む離婚調停や訴訟は長くかかる ことがほとんどです。

「殴りたくなるほど憎んでいる相手なら、なぜ離婚しないのだろう」 - 素朴な疑問として、そう思いませんか。しかしそう思っている限り、DVの謎は解けません。

離婚に応ずる意思はあっても子の親権や財産分与を巡って離婚訴訟が長期化する、ということも確かにありますが、そもそも「離婚したくない」「離婚する必要はない」とDV加害者側が主張することは非常に多いのです。このような主張を聞いていると、DVは、「相手を憎んでいるためにふるう暴力」という性格ではないのだと感じさせられます。結論からいうと、DVは、「相手をこわがらせ、操るためにふるう暴力」という性格をもっているのです。DV加害者の多くは、暴力をふるった理由について、よく、

「口答えされたから」「バカにされたから」「自分が 言ったとおりにしなかったからしなどと言います。 このような言葉からわかるように、DV加害者の男 性は、「妻というのは、夫に従い、夫が望む通りに行 動すべきだ」と考えており、そのような自分の願望 を裏切る行動をとられると、怒って暴力をふるうの です。DV被害を1度でも受けた妻は、「夫から暴力 を受けないようにするためにはどうすればよいの か」を考え、「夫が望む通りの行動をすれば暴力をふ るわれない |と気づきます。そのため DV被害者は、 暴力を受けたくないために、夫の望む通りの行動を とるように自分を抑えます。これは、暴力によって 加害者が被害者の行動を支配しているということで す。DV加害者が「離婚したくない」と執着してい る妻は、(暴力によって) 自分の願望通りに動いてい る妻なのです。しかし、DV加害者は、妻が自分の 願望通りに動いていることを、暴力の結果であると はなかなか認めません。暴力がどれほど妻をこわが らせていたかについては自覚せず、暴力については、 「謝れば許してくれる」程度のことだとしか認識し ません。そこで、「離婚したくない。殴ったりしたこ とは謝るから戻ってきてほしい」という言葉が出て



くるということになります。

以上をまとめると、DVが起きる根本的な背景には、女性に対する性差別意識や、支配意識があるといえます。

3 法はDVにどう対処しているか

相手に暴力をふるい、怪我をさせれば刑事上は傷害罪で、民事上は損害賠償の責任を問われることになります。これは配偶者間でも同様です。ところが配偶者間の暴力については、以前は警察や裁判所など法律を運用する現場でも認識が浅く、傷害を負って警察に相談にいっても「夫婦喧嘩は犬も食わない」などとまともに対応してもらえないことが珍しくなかったのです。

しかし、DVの深刻な現状や、背景に性差別意識など社会的問題もあることの認識が深まり、平成13年に配偶者暴力防止法(以下「DV防止法」といい

ます)が成立しました。16年に改正され、更なる改正が第166回通常国会で成立し、平成20年1月から施行されることになりました。法律ができたことで、DVは家庭内の問題や個人の問題として片づけられるようなものではないという認識が徐々に社会内に浸透し、警察や裁判所の対応も随分変わったといわれています。

4 結語

DVは深刻な問題で、加害者と別れた後も、被害者の心身の苦痛には大きなものがあり、回復には長い時間を要します。DVから逃れて離婚することができても、離婚後の生活は経済的にも大変苦しいものです。今後も法律や行政、民間支援団体などの努力によって、DV被害の問題が一つ一つ解決されることを願います。

特別企画

「激動の還暦憲法~格差社会・ 監視社会と憲法『改正』| PARTII

フリーランスジャーナリスト 斉藤貴男



格差社会

(1) 国内雇用の空洞化と階層化

一方、日本国内には格差社会の問題があります。 格差社会というと、企業社会において正規雇用の 人と非正規雇用の人が同じような仕事をしているの に相当待遇が違うことと考えていらっしゃる方が大 半かと思いますが、そんな甘いものではありませ ん。

今、政府の統計によると、派遣労働者とか請負労働者、パートタイマー、アルバイトなどの非正規雇用の人は大体勤労人口のざっと33%、ちょうど3分の1だと言われています。そして、この非正規の労働者は、同じフルタイムの労働者同士で比較した場合、正規の労働者の60%の賃金しか得ることができ

ていないという統計もあります。

しかし、例えば、女性だけとか若い人だけのように、もともとあまり恵まれない立場にいる人だけを取り出した場合、33%なんていう数字では済まない。また、60%という数値もフルタイム同士の比較ですが、そもそも非正規労働の人はフルタイムで働きたくても働けない方も多い。また、所得とか収入は、例えば福利厚生とか社宅のあるなしも含めて考えなければならないので、例えば生涯賃金などの形で比較すると、3分の1、4分の1なんてケースが珍しくもない。さらに、ニート、フリーターという立場になってしまうと、そもそも定職もない。本人が怠け者だからという言われ方ばかりするけれども、実は、そもそも企業の側が正規の職を用意していないために、働きたくても働けない人が圧倒的に増えているのです。



しかし、これは、たまたまこうなったわけではない。これは日本の政界、財界、官僚がすべて一体となって、この十数年築き上げてきた、むしろ今の日本の経営者にとっては理想的な労働環境です。

今から12年前の1995年、日本経営者団体連盟、略称日経連が「新時代の『日本的経営』」という、1冊の報告書を発表しました。この報告書は、そのころ日本経済がバブル経済崩壊後停滞していた理由を分析し、どうすればいいのかを提言するためにまとめられたものです。

日経連は、当時こういう結論を下しました。「現在の日本経済が停滞しているのは、ひとえに労働者、サラリーマンの賃金が高くなり過ぎ、人件費コストが経営を圧迫しているからだ」「これをどうにかするためには、人件費を抑制する必要がある。そのために国内にある工場は、できるだけ海外の人件費の安い国に持って行ってしまいなさい」「それでも特にサービス業を中心に国内に仕事は残るけれども、これを従来のように終身雇用だとか年功序列なんて言ってないで、もう職務によって階層化してしまおう」。上から、長期能力蓄積型、高度専門能力活用型、雇用柔軟型従業員の3パターンです。

長期能力蓄積型というのは、東大、京大の大学院 を終了したぐらいの学歴エリートで、将来の幹部候 補生になってもらうべく大事に育てる人たち。従来 のエリート社員よりももっと待遇がよく、終身雇用 を前提とした人たちです。高度専門能力活用型とい うのは、相当実力のある経理マンとか、営業マンのような人たちで、必ずしも終身雇用ではなく、3年契約、5年契約の場合もあるけれども、その分ペイがいい人たちです。そして、雇用柔軟型というのは、いわゆる非正規雇用です。いつでもクビにしてよい人たちなのです。労働法制も随分組み替えられてきたため、間違いなく会社側が勝つようにその地位は非常に不安定なものになっています。

実際には90年代前半の日本経済が停滞していたもっとも大きな原因は、バブル時代の放漫経営でした。しかし、日経連のメンバーたちは、社長、会長といった地位に居座り続け、やがてバブル時代とす分替わらないレベルの退職金をいただいてさっさと逃げ出した訳です。そして、すべての責任を労働者に押し付け、リストラばかりが続いたのです。

19世紀の資本主義から人類はいろいろな革命などを経て、労働者の権利を作ってきました。ところが、ここに来てそれが一気に、古い資本主義がむき出しになり、19世紀の資本主義体制に戻ってきつつある。私は、現在は、そういう状況であると考えています。

(2) 差別的な教育政策

こういう企業社会の要請が、例えば教育改革に跳 ね返っていく。今の教育改革は、あまり勉強ができ ない、少なくとも小さいときにまだあまりやる気が ない子どもはさっさと見捨てるという、非常に差別 的な教育政策になっていると断言できます。

この4月24日に行われた全国一斉学力テストに、 その思想が凝縮されています。ごく一部の不参加の 地域を除き、小学6年生と中学3年の全員がこのテストを受けさせられました。今後、学校単位で成績が 公表されるようになって行きます。一方で、学校選 択制度も始まります。小・中学校の学区に縛られず、 親御さんの判断でどこでも行かせられるようにな る。それと、教員の評価制度です。つまり、学力を アップさせた教員には高い評価で給料も上がるし、 逆の場合には給料を下げられたり、不適格教諭にさ れたりする。

この結果、どういうことが起こるか。これには既にイギリスに前例があるのです。サッチャー政権の時代1988年に「サッチャー教育改革法」が成立して統一学力テストが導入されました。結果何が起こったかというと、義務教育が事実上解体されました。 先生たちは、テストの平均点を上げるために、勉強の得意でない子をテストの日に欠席させ、その結果、

見捨てられた子どもたちは学校に行かなくなる。多 くの場合、小さいときに勉強があまり得意でない子 というのは、移民の子や貧しい子です。「あまりいい ところの子ではない子は学校になんか来るんじゃね え」と。これをお国主導でやるわけです。

子どものときから、将来のリーダー候補とそうでない者をはっきり分けていく。教育の機会均等という民主主義の基本理念がぶち壊されていくわけです。

(3) 政策としての格差拡大

いわゆる選択と集中、限られた資金や人材を経済 的に利益が上がる方向に集中的に投下をする。あま り経済的なリターンが見込まれない層は切り捨て る。企業の論理としては、これが王道だと言われて います。しかし、その企業の論理がいまや社会全体 に及んできている。社会保障改革だとか医療制度改 革、大学改革、公務員制度改革、三位一体の改革、 郵政改革、ありとあらゆる構造改革のメニューに共 通した考え方となっているところが今の構造改革の 問題です。

しばしば「市場原理」「競争原理」「自己責任原則」 という言葉が使われ、また頑張った人が報われる社 会にするんだと言います。しかし、そもそも、競争 の条件は整っているのでしょうか。世の中にはいろ いろな人がいます。物心ついたら両親に虐待された り両親が事故で亡くなって施設で育つ子がいます。 義務教育も満足に受けられません。一方、物心つい たら、おじいさんが総理大臣で、さして苦労もなく 留学もし、大企業に就職し、その後さっさと企業を 辞めて議席を世襲する人もいる。こういう2人が いったいどうやって競争するんだと思いますか? 100メートル競走で、本来のスタートラインがちゃん とあっても、一方の子は100メートル後ろからスター トさせないといけない。もう一方の子はただで99 メートルもらっている。そこで、「しょうがない、勉 強じゃないところで頑張ろう」と思って一生懸命働 けば、今度はそこに消費税の増税がやってくるわけ です。この消費税は逆進性といって所得が少なけれ ば少ないほど実質的な税負担が高まる税制ですの で、この子はいくら頑張っても一生貧乏人です。そ の一方で、この間、所得税の累進税率は70%から30% 台まで下がってきています。つまり、お金をより多 く儲けた人間にとっては、懐に入る割合がどんどん 膨らんでいるという状態なのです。構造改革によっ

て、元々有利な人はさらに有利に、元々ハンディの あった人はますます不利になるわけです。 用意ドン で勝ち負けが決着しているにもかかわらず、負けた 人間には自己責任だという、これが小泉さんなんか のやってきた構造改革であったわけです。

しばしば、格差はいつの時代でもあったと言います。しかし、今のようにわざわざもともとある格差を政策的に広げて、エリートに都合のよい社会を作ろうという時代はそうそうあったわけではない。そこが問題なのです。

安部さんは、再チャレンジと言っていましたが、 よく考えると、元々最初のチャレンジをさせても らっていないわけですし、再チャレンジと言ってい る人間は、親とお爺さんの七光りで生きてきた人な わけですから、そういう人間が毎日地道に頑張って いる人に向かって道を説くなんていうのは、ほとん どシュールとしか言いようがないことだと私は感じ ています。

格差社会と戦時体制

ではこの格差を広げる不公正な社会と戦争をする 国造りというのは別の問題かというと実はそうでは ありません。

格差社会と先ほどから申し上げているアメリカと 戦争をする国造りというのがやがて必ず一体化して いきます。戦争をする国というと多くの人が徴兵制 の復活を恐れます。しかし、私はその可能性は案外 高くないのではないかと思っています。というのは、 これはあくまでも財界や自民党の人たちと話して得 た感触に過ぎませんが、彼らが考えているのは徴兵 制の復活というよりは、アメリカと同じ兵士調達シ ステムです。

アメリカはベトナム戦争が終わったあと徴兵制は 制度としてはまだ残っていますが、実行していません。しかし、兵士はむしろ自発的に集まっている。 なぜか。アメリカではベトナム戦争以前に比べては るかに格差が拡大し、貧しい家庭に生まれた特に人 種的なマイノリティーは自ら志願して戦場に赴き、 できるだけたくさん人殺しをして手柄を立てなけれ ば一生浮上することができない社会である。だから、 いくらどれだけ戦争を繰り返しても、徴兵をしなく ても、兵士が集まってくるわけです。

しかし、さすがにイラク戦争であまりひどいことになってきたので、これはちょっと難しくなってき

た。そこで何が行われたかというと、アメリカは2002年に「落ちこぼれゼロ法(No child left behind act)」という名前の法律を作りました。例えば高校生の中退者をゼロにするという目標を掲げ、そのために全米の公立高校に連邦政府が補助金を出しましょう、ただ、それをやるためには政府のほうが子どもたちの実態をよく知らなければいけないという建前で、補助金が欲しい高校は在校生の個人情報をすべて連邦政府に提供しなければいけないという項目が入りました。その生徒の成績はもちろん、健康診断による体格のデータ、親の職業、収入、果ては本人の携帯電話番号まで提供しなければならない。嫌だと言ったら、補助金は出さないということです。

そしてその個人情報を得た連邦政府はどうするか。それが軍に渡って、軍はその中から目星をつけた若者の携帯電話に電話を掛けて、「ヘイ、ジミー、英雄になってみないかい」とやるわけです。まんまと乗せられたやつはイラクに連れて行かれている。格差を作っておいて、経済的な事情で安定的な収入を得られる実際への選択をしやすい状況を作り、その上で教育制度や個人情報をうまく使い、兵役へ誘導するというやり方ですね。こういう仕組みが日本でもこれから構想されていくのではないかということを私は非常に不安に思っています。

監視社会

格差社会と戦時体制はいずれこうやって一体になっていくわけです。そして貧しい人が増えていく。また、アメリカと一体となった戦時体制が確立し、侵略が行われれば報復としてのテロもある。犯罪もそうです。多くの人がおびえる不特定多数を狙った犯罪の背景には、差別や貧困が広がる。

とすれば、格差の助長を本質とする構造改革そのものに疑問が持たれなければならない。だけどそんなことは一切されていない。何が起ころうが構造改革を進める。格差や貧困はますます広がっていく。そして、テロや犯罪に備えるという建前で監視社会化が今進められている。

住民基本台帳ネットワーク、すなわち国民総背番号制度は99年の国会審議のときに、「これは住民票の確認事務にしか使いません」という答弁で審議が行われた。それ以上に拡大しない前提で法律になったはずですが、これを徴税やNHKの受信料を取るのに使おうとか、さらには年金だとか福祉に使う社会保障番号と連動させようという動きがどんどん出てきた。はっきり国民総背番号を今や施行している。また、町中に監視カメラ網が張り巡らされています。そこにはいずれ近い将来、顔認識システムというの

が連動することになっ ている。これは監視力 メラでとらえた人間の 顔の映像とあらかじめ 用意してある顔写真 データベースを連動さ せておいて、ここにこ の顔認識システムをか ませておくと、その 写った人の顔がどこの 誰かを瞬時に識別する という技術です。1億 2千万人のうち指名手 配の犯人は何百人いる か知りませんが、残り の一億二千何百万人は 何もしていないのに一 挙手一投足を警察に よって見張られる社会 が今作られつつあると いうことです。

先ほど集団的自衛権の有識者懇談会に触れました が、このような、設置の根拠も乏しい会議が官邸の 中に70あります。その中に「イノベーション25戦略 会議」という、これから2025年までの間にどんな新 しい技術を作っていこうか、国家的な目的にしよう かというプロジェクトチームがあります。これが今 年の2月に中間報告をしました。ここには25年まで どんな技術があるかというのが列挙されています。 その中にこんなのがありました。「町中に防犯カメラ のネットワークを作る。そこで撮られた人間の人相、 しぐさ、あるいは音声を解析して指名手配の犯人を 捕まえる。人相というのはまさに先ほど申し上げた 顔認識システムです。しぐさというのは、人間には 癖とかいろいろな行動パターンがあります。この癖 を一人一人登録しておいて、その登録されたしぐさ とはずれた行動を取る人間を不審者として察知する という仕組み。そして音声というのが不気味ですね。 これは町中に張り巡らされた監視カメラに同時に週 音マイクあるいは盗聴器を仕掛けておいて、町中で 人々がだれと何の話をしたのかというのをすべてこ れも記録蓄積しておくということがさりげなく書か れております。そして、これらは、限りないマーケッ トが非常に期待されるビジネスチャンスという側面 も持っています。

自民党新憲法草案と立憲主義の崩壊

(1) 人権の形骸化

こういう戦争と格差と監視の社会が作られようと している。そして憲法が変えられれば、今の憲法の 内容は何もかも形骸化します。13条とか20条とか言 論の自由だとか内心の自由、あるいは幸福追求権な どを定めたものも、今までだったら「日本国民は公 共の福祉に反しない限り、それぞれの自由の幸福を 追求する権利がある」と書かれていたのですが、自 民党の新憲法草案では「公益もしくは公の秩序に反 しない限り」と書かれている。福祉が秩序になって しまったのです。つまり、福祉に反しない限り何を やってもよかったのが、公共の秩序ですから「警察 が嫌がらない限りにおいて」と読むことができるわ けです。そこの公の秩序の中には当然思想信条も 入ってくる。お上が気に入らない思想を持つやつは 「これは憲法違反だ」ということになりかねないわ けです。

(2)「国民の責務」と「美しい国」

ここで強調しておかなければならない、もう一つの重大なポイントがあります。この新憲法草案にはやたら「国民の責務」という言葉がたくさん出てくるのです。例えば前文にはこうあります。「日本国民は帰属する国や社会を愛情と責任感と気概を持って自ら支え守る責務を共有し…」などと書いてある。つまり、ここで既に愛国心が国民の責務だということになってしまっている。

この新憲法草案の前に、自民党は二つの文章を発表しています。憲法改正のための論点整理、あるいは憲法改正草案大綱という文章が2004年に相次いで発表されているのですが、いずれにも書かれていたことはこういう文章でした。「今までの日本国憲法は国家権力の制限規範としてのみとらえられてきた節があるが、これからは違う。これからは国家と国民が共に生きるためのルールにする」。「共生」などという、どちらかというと左翼市民派が好きな言葉が使われていますが、これが憲法の専門家に言わせると「とんでもない」。なぜなら、憲法というのは国家権力を制限するためのもの以外の何物でもないというのが原理原則だからです。

大昔の王権神授説の時代から、人類はいろいろな 市民革命を経てきました。そして今のような考え方 にたどり着くわけです。人間というのはすべて自由 で平等な存在である。しかし、全く野放しにしてい ては世の中の秩序が保たれない。だから国家という ものが必要になるが、国家権力というのはあまりに も強大なので、それを放置していたら今度は一人一 人の人権が侵されてしまう。だから憲法というたが をはめてこの国家権力の暴走を抑える。これが憲法 の原理原則、近代立憲主義というものです。

立憲主義をぶち壊してしまうという神をも恐れぬ ようなことが、自民党の新憲法草案で、今やられつ つある。結果がこの国民の責務だらけの憲法です。

では、何で立憲主義をぶち壊すと国民の責務だらけになるのか。それは、民間憲法臨調という任意の団体が2005年の憲法記念日に打ち出した提言を読むとよくわかります。この民間憲法臨調の代表世話人は三浦朱門。そのほか中西輝政京都大学教授、先ほども登場した岡崎久彦元駐タイ大使。こういう小泉・安倍両政権のブレーンと呼ばれる人たちが総結集しているのが民間憲法臨調です。ですから、自民党安倍政権の考え方と直結させて考えてまず間違いがな

410

普通、近代立憲主義のもとにおいては、憲法を変えようと考えた場合「どういう国家が望ましいのか。 そのために、どういう義務を『国家に』背負わせたらよいのか」というふうに議論が進んでいくべきなのです。

ところが、この提言では、はっきり近代立憲主義 をやめるべきだとあります。「どういう国家を造ろう かなんてことはわれわれエリートに任せなさい。こ の提言を読む下々の国民はどんな国にしようかなん ていうことは考えなくてよいから、われわれエリー トが考えた国家のあり方のもとでどのように生きる のが望ましいかを考えたまえ。とのまり、国家権 力を制限するためのものであったはずの憲法が、い つの間にか私たち一人一人の国民の生き方を定める ものにされようとしているのです。どういう生き方 をするかということを一人一人の自由ではなく、今 だったら安倍政権にとって都合のいい人生をみんな に歩ませたい。高みから皆さんの生き方を見ていて、 「あっちを向け」といったらみんなが向く。そうい う国が「美しいな」とこうなるわけです。これが 「美しい国へ」の正体だと言ってよろしいかと思い ます。

私たちは何をすべきか

還暦を迎えた憲法が、最初、アメリカによる押し 付け憲法であったかなかったかというのは、もう関 係ないと思います。今は、アメリカのほうから「集 団的自衛権を作ってくれ」とか「9条邪魔だ」と言っ てきているわけです。今となってはアメリカはこれ が邪魔になっている。わざわざ大昔の押し付けを理 由にこれを変えて、自ら積極的に服従するための憲 法を作る必要がどこにあるのか。そして、この9条 の精神というのは、実は今まで本当の意味で実現し たことは一度もなかったのではないかとも私は思っ ています。かつて、朝鮮戦争やベトナム戦争では、 日本は自衛隊が直接手をくださなかった代わりにア メリカの兵站基地としての役割を果たし、その見返 りとして経済発展を遂げてきたわけです。今の状況 は、それをさらに露骨に推し進めようというものだ と思うのです。圧倒的な軍事力、経済力を持つアメ リカにくっついて、戦争に協力してその見返りを得 るようなシステムを確立しようとしているわけで す。しかし、それがどんなに矛盾を抱えているか、 戦争によって設けるシステムが、世界中で市民の虐 殺に協力することになり、憎悪を再生産し、テロを生



み出す温床になっているということは、もはや疑いのない事実なわけです。だから、自民党のいっているような方向ではなく、今度こそこの憲法 9条の精神というのを本物にしよう、もう戦争でもうけるということは 2度とないようにしようと考えるほうが本来やるべきことではないのかということを訴えたいし、そのことをみんなで考えていくべきときが来ているのだということを強く言いたいと思います。

プロフィール

斉藤貴男(さいとう たかお) フリーランスジャーナリスト。東京都生まれ。『日本工業新聞』、『プレジデント』編集部、『週刊文春』の記者を経てフリーになる。主に時事、社会、経済、教育問題を取り上げる。格差社会や政府による情報統制などへの激しい批判で知られている。著書に「機会不平等」「憲法潮流」など多数。

〈事件報告〉

ネット社会と犯罪報道





1 ハレンチ教師の烙印

忘年会の翌朝、彼は「ハレンチ教師」になっていた。新聞の地方版は、「深夜、公立学校の先生が泥酔して女性の尻を触って御用!」(暴行、現行犯逮捕)と、実名、年令、勤務先学校名、自宅住所などを詳しく報道していた。

全くのハレンチ罪である。自動販売機からドリンクを取ろうと屈んでいた被害者の尻を掴んだというのである。誰もが「またか」「やはり」と疑うことなく報道を信じていた。彼は、逮捕勾留されて起訴され、辞表を提出するか、懲戒免職のはて、人知れず地域から姿を消すというはずであった。

ところが、「人違いです」「私は現場を通り掛かっただけです」「やってません」彼は逮捕直後から否認して闘った。弁護団がすぐに結成された。否認を貫いた。弁解は認められなかったけれど、とりあえず20数日後に処分保留で釈放された。正確には現行犯逮捕ではなかった。被害者は犯人を一度見失って、しばらく探していたときに、たまたま通り掛かった彼の姿形が犯人と似ているように見えたことから「犯人だ」と110番通報をしたというのが正確な事実だった。

しかし、すでに新聞報道は一人歩きしていた。情報はネット上にも流出していた。彼の名前を入力すると事件がヒットした。学校現場も信じてくれな

かった。すぐに彼は担任をはずされ、教壇に立てなかった。完全に復帰できたのは逮捕から約3ヶ月近くあとであった。家族は周囲の好奇と非難の目に晒された。いわれなく彼も家族も大きなダメージを受けたのである。最終的に不起訴処分となったが、彼には一片の通知があっただけで、理由の説明はなかった。

2 名誉回復に向けて

(1) 人権救済の申立て

ごく簡単であるが、これが彼についての実名報道の実態である。当会に彼とその弁護団から報道のあり方に対して人権救済の申立てがあった。いわく、軽微な事件であって、実名をあげて新聞報道をすることによって重大な被害が生じることが予想されたのに、なぜ実名報道なのか?重大な人権侵害行為であり、名誉回復の措置をとるべきとする申立てであった(申立てはこれに限らなかったが本稿では限定させていただく)。

(2) 当会の判断

当会は、実名で報道するまでの必要があったとは 認められないと断じて、報道の間違いを指摘して人 権救済の勧告を行った。彼が被った被害が極めて重

大であることは無視することはできないという認識を基調として、記事の趣旨が「学校の教師が酒のうえでハレンチをした」ということにあるのであれば、実名でなくとも「(公立)学校の教師」という特定で十分である。彼も、公職の地位にある者ではあるが、国会議員や政府高官などのように「誰々」と実名で特定するまでの公共的価値はないと判断した。また、学校名を特定しなくとも「横浜市立の」とか「~区内の」といった特定でよいし、まして自宅住所など「市内在住」の記述で十分に趣旨は伝えられるなど、その程度の特定であっても記事の正確性とか客観性を確保することは可能であるとの判断であった。

(3) 実名報道一般に対する当会の見解

加えて、彼のような被害者を生み続けないために、 マスコミ全体に警鐘を鳴らすために実名報道一般に 対する当会の見解を明らかにした。マスコミは依然 として実名報道が大原則であり、匿名報道は例外で あるとする姿勢が大方であり、本件の関係新聞社も 同様の立場であった。しかし、当会は、匿名報道を 原則とすべきとの見解を示した。確かに、政治家、 政府高官などの公務員や財界人など社会的に高い地 位にある者の犯罪などについては公共的価値が大き く、実名報道を避けるべきではない。しかし、その 他一般職の公務員を含めて、一般の社会人について は、そこまでの公共的価値は認められない。むしろ、 実名報道によって重大な被害を被るおそれが大きい ことから、実名報道はできる限り、謙抑的にされる べきは、本件の彼の場合をみても余りに明らかであ る。「無罪推定」原則の前には実名報道は譲歩すべき

なのである。

3 ネット社会における実名報道 の弊害

このことは日弁連もすでに明らかにしているとこ ろであるが、マスコミはその姿勢を一向に改めよう としない。マスコミ報道の手段が、ペーパーに限ら れずにネット上にも拡大している現在では、彼のよ うな被害は、紙面に留まらない。紙面であれば、そ の日の報道の1回を限度にすることができる。後日、 縮刷版とか図書館で、特に新聞の綴りをくくるなど をしなければ、多くの人の目に触れることは考えに くい。しかし、ネット上では、もはや情報伝達と拡 散を制御することは不可能であって、情報は無限定 に拡散してゆき、誰もが、時、所を選ばずにアクセ スすることができる。仮に、事後に謝罪報道があっ ても、ネット上ではいつまでも誤った情報が飛び交 い続けるおそれがある。これを是正することは絶望 的である。被害者の名誉を回復することは非常に困 難となってしまった。実名報道が本質的に内包する 危険性は、私たちがこれまで経験したことのない領 域に達しているのが実情である。

それだけに、今回の人権救済勧告をきっかけにして、マスコミ関係者には、単に、個別具体的な事情から実名報道を控えるべきであるといった皮相な理解ではなく、このような新しいネット社会の状況を勘案して、より本質的な問題として、実名報道のあり方について抜本的に検討して頂きたいと考える。

以上

2007年人権擁護委員会の活動

横浜弁護士会人権擁護委員会 委員長 佐藤 昌 樹



1 人権擁護委員会とは

「基本的人権の擁護と社会正義の実現」。弁護士法 1条に掲げられたこの弁護士の使命が、弁護士が社 会的に認められた存在となっている淵源であること は間違いありません。個々の弁護士が日々の事件を 扱う中でもこうした使命を果たすことはできます が、弁護士会としても、基本的人権の擁護のための

様々な委員会が様々な活動を行っています。刑事被 疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそう ですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権利 や高齢者・障害者の権利を守る委員会など、それぞ れの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるのでしょう。具体的な活動としては2種類、様々な人権課題について調査・研究をし、講演会や学習会の企画、意見の表明などを行う活動と、人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて具体的に調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済申立活動があります。

2 憲法状況に対して

2005年10月に自民党が「新憲法草案」を発表してから、憲法改正が具体的な政治課題となってきました。特に2006年秋に就任した安倍総理は、「自分の任期の間に憲法を改正する」と言い、実際に、2006年12月に教育基本法の全面改正、2007年5月に「日本国憲法の改正手続に関する法律」の制定など、従来の憲法秩序を大きく変更する動きがありました。いずれの法律についても、日弁連や当会を含む多くの単位弁護士会が反対または慎重の意見を表明していましたが、ご存知のような強行採決が繰り返される中、弁護士会の意見は国会を動かすまでには至りませんでした。

しかし、自民党の「新憲法草案」も改正教育基本 法も、市民の人権を侵害する存在としてまず想定す べきは国家であり、そうした国家権力を制限するた めに憲法があるという近代国家の常識をわきまえな いものです。当委員会としても、この間継続して研 究を重ね、いくつかの講演会を企画しました。弁護 士フェスタでは2004年から3年続けて憲法問題をメ インに取り上げ、2007年5月29日に別稿で詳細を報 告している齋藤貴男氏の講演会を行いました。

また2007年6月に、陸上自衛隊の情報保全隊が自 衛隊イラク派遣反対の運動などの情報を収集・分析 していた内部文書が存在するとの報道がなされ、政 府もそうした情報収集活動を行っていたことを認め るということが起きたことを受け、7月20日に「国 民の政治活動等に対する自衛隊の情報収集活動の中 止を求める会長声明」を発表しました。実際にはこ の問題は、あまり問題視されず、むしろ一般には「何が問題なのか」という声さえあがるものでした。 しかしこれは、国民が自由に政治的意見を述べられるという民主主義の根幹をなす表現の自由を損なうものですし、個人情報保護の点でも、自衛隊に対する文民統制の点でも、非常に問題の大きいことのはずです。国家という権力が国民の権利を犯していること、そしてそうした国家による管理に対する批判が大きくはならないことが、現在の憲法状況を象徴的に示しているような気がします。

本稿作成時は、ちょうど福田総理が就任したばかりであって、憲法問題についても安倍政権とは違った進み方をするのでしょう。しかし上述のとおり、憲法はそもそも国から国民を守るためにあるのであり、憲法を守るべきは国家であるということは、法律専門家として譲れない基本です。今後も当会としては、研究を重ね、憲法問題を注視し、必要な意見を表明して県民の方々に憲法を考える材料を提供していかなければならないと考えています。

3 その他の人権課題について

当人権擁護委員会内には、いくつかの専門分野を 持つ部会があり、それぞれの分野で調査研究等を 行っています。上記憲法課題については、主として 「憲法改正問題検討部会」と「基地問題調査研究部 会」が担っていましたが、そのほかの部会が行った 活動についても紹介します。

(1) 出産・子育てに伴う会員の義務負担 の軽減に関する提言

弁護士という職業集団の中にも男女共同参画の理念を実効的なものにすべく、当委員会内の「両性の平等に関する部会」が中心となって、上記提言がなされました。これは①女性会員の申請に基づき、産前産後4か月、当会の会費を免除、②乳幼児を養育する男女会員の申請基づき、会規に定められた公益活動・委員会活動参加の義務を免除、というものです。この提言に基づき、2007年3月の臨時総会で横浜弁護士会の会規・会則が改正され、4月から施行となりました。

(2) 「働く人の権利相談研修会~入門編」 開催

2006年4月から、労働審判手続が始まりました。

これは裁判官と、労使の団体から推薦された各委員が合議体を構成して、個別の労働紛争を迅速に解決するための制度です。実際に労働事件を手がけてきた弁護士からも評判のよい制度ですが、より多くの弁護士にこの制度も利用し労働事件を適切に解決してもらいたいという願いをこめて、2007年6月26日、「働く人の権利に関する部会」で、当会会員向けの上記研修会を開催しました。

(3) 難民支援実務研修会開催

実は横浜弁護士会には、難民問題を扱える弁護士はあまりいませんでした。しかし神奈川県にも支援を求める難民の方はおり、弁護士会への期待もありました。そこで「外国人の人権に関する部会」では、難民支援協会の協力を得て、同協会との共催という形で、難民支援のための連続講座を行うこととしました。

4 人権救済申立事件の取組

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄せられています。2005年度は51件、2006年度は45件、2007年度も9月までで既に18件となっています。相手方として多いのは、やはり刑務所・拘置所で、2006年度では29件に及んでいます。



今年の人権かながわの発行作業は、私個人にとっては、非常にタイトなものになりました。

人権かながわは、通常、弁護士フェスタに合わせて発行しているのですが、今年は、私がそちらのメイン企画の担当者になってしまい、さらには劇のシナリオ作成まで手がける羽目になってしまったため、下手をすると両方が間に合わなくなるのではないかということで、関係者にご迷惑、ご心配をおかけする事態になってしまいました。

それはともかく、今年のメインテーマは、またもや、きなくさい世の中の状況を反映して、憲法平和問題ということになったのですが、中でも、ジャーナリストの斎藤貴男さんのお話はとても示唆に富んでいて、得るところが多いなということを、編集作業をしながらあらためて実感しました。

力を持つもの、富めるものが、自分たちの都合の いいように、どんどんルールを変更し、いびつな格 差を生み出している、今の世の中の仕組みが、どん 人権救済申立を受け付けると、その必要があると 判断した場合には原則3名の委員で構成される事件 委員会を組織し、調査を行います。そして調査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として措置すべ き事案については、弁護士会常議員会の承認を経て、 勧告・要望等の意見を相手方に表明します。2007年 1月以降では、次の4件の勧告・要望を発しました。

① 横浜刑務所に対する勧告・要望(07年2月14日付け)

刑務所入所の際の分類調査を速やかに行うことと、長期化した場合に不利益を生じさせないよう勧告、及び苦情処理の迅速化への要望。

- ② 横浜刑務所に対する要望(07年5月14日付け) 受刑者が人権救済申立書の発信を求めたが、 実際に発信されるまで3か月もかかったことは 受刑者の信書発信の権利を損なうものであり、 今後は速やかに事務処理を行うよう要望。
- ③ 市立専門学校に対する要望(07年7月24日付け) 入学面接時に年齢差別の発言があったことに 対し、再発防止の意味を込め、今後は年齢によ る差別を行わないよう指導を求める要望。
 - ④ 新聞社3社に対する勧告・要望(07年8月24日付け)

詳細は別稿で。

な未来をもたらすのか、私たちが、真剣にそのこと と向き合わなければいけないのだという思いを強く 持ちました。

また、今号で取り上げた問題は、それぞれに重い 人権課題ではありますが、たとえば、今年取り上げ ようとして間に合わなかった「医療崩壊がもたらす 医療を受ける人権の危機」というテーマ等、私たち の身近で、放置してはいけない問題が次から次へと 起きています。

私たちは、どんなに日々が慌しく厳しいものであっても、1人1人が、「個人の尊厳の尊重」という憲法の基本理念を、生きる上での物差しとして、世の中を見据え、考え、行動しなくてはいけないのだと、今さらながら、ひしひしと感じています。

来年は、もっと明るく前向きな気持ちで生きたい と思う今日この頃です。

最後に、光をうまく取り入れた風景写真を提供していただいた、海野宏行会員、どうもありがとうございました。

(人権かながわ編集チーム 折本 和司)